

金沢美術工芸大学における障害のある学生への支援に関する基本方針

平成 28 年 12 月 22 日制定

規程第 101 号

1. 趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月1日より施行され、高等教育機関は、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障害者を取り巻く社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供を推進する必要がある。

金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）は、障害の有無によって分け隔てることなく相互に人格と個性を尊重し合い、学生、教員、職員の多様性を重んじる開かれた大学を目指す。

障害のある学生への支援は、原則として本人及び保護者からの支援要請に基づいて行われる。また、本学構成員一人ひとりが障害について共に学び、お互いに支え合うことにより、障害のある学生がその能力を最大限に発揮できるような環境整備に努める。

2. 基本方針

本学は、障害のある学生への支援について、次の6つの基本方針を定める。

- (1) 学生の個別の意思、選択を常に尊重する。
- (2) 学生本人を交えて十分に話し合い、支援のあり方を考える。
- (3) 全学の関係者が協力して支援に取り組む。
- (4) すべての学生に等しく修学の機会を保障する。
- (5) 個人情報の保護を徹底する。
- (6) 支援情報を学内外に向けて公開、発信する。

3. 対象及び範囲

障害のある学生とは、様々な障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生を指す。また、支援の範囲は、入試、入学から卒業・修了までの修学に関する事項、進学・就職等に関する事項を対象とする。

4. 組織体制

障害のある学生の専攻・科の教員、授業担当教員、学生相談室、関係部署等が緊密に連携し、本方針に基づいて支援を行う。また、学生支援委員会において、障害のある学生への支援に係る方策、課題の検討、審議を行い、支援に係る全学的な取組みを推進する。